

通告5番目、12番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

尾和正之議員。

○尾和議員 皆様、お疲れさまでございます。12番、尾和正之議員でございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、不法投棄問題と防止対策について、この視点で、一問一答方式にて、通告に従い一般質問を行います。

この質問は、一、二か月前に市民の方々から相談、要望を受けた際に出た話であり、市民の方々が、どうしたらいいか分からない中で、あらゆる情報を得て、よりよく生活をするために改善策を模索した訴えであります。

この問題をどのように対処したらいいかといった市民の声を一般質問で市政に届けることで、現状を認識していただき、きめ細やかな考察から提案することで、今後の改善や取組につながり、より市民の住民サービスの向上に向かうものと考えています。また、市民の方々への周知、対応にも必要なことだと思いますので、この視点に関して、誠意ある答弁をしていただきたいと思います。

それでは、不法投棄問題と防止対策について、5点お伺いします。

まず初めに、不法投棄とは、廃棄物の適正な処理を行わず、みだりに道路や公園、山林、河川敷、空き地など、ルールを守らず、捨てたり、ポイ捨てをしたりする行為で、一般廃棄物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）で禁止された犯罪であります。違反すると5年以下の懲役、または1,000万円以下の罰金で、法人なら産業廃棄物で3億円以下に科せられます。

現状、多くの自治体で問題になっており、時の世界情勢下のごみの取扱いや、コロナ禍からの影響、現在の物価高騰の波紋など、多種多様な理由の中で、一向に解決、対策が難しいのも現実であります。これは単にごみが捨てられているというごみ問題にとどまらず、本市の美観を損ない、自然豊かな環境や生活環境を著しく悪化させることにより、市民の日常生活に悪影響をもたらす犯罪行為であるとともに、治安維持に悪影響をもたらすものと認識しております。

今回の不法投棄問題と防止対策については、本市がどのように対応する必要があるのかと、市民の方々が私有地に不法投棄された場合、どうすればいいのかを明確に答弁いただき、周知していただきたいと思いますと考えております。これらを踏まえた視点で質問を行います。

1点目としまして、幾つかの自治体では、不法投棄を未然に防止するために、早期発見による早期対応が重要と考えており、ごみがごみを呼ぶことのないよう、パ

トロールや市民通報等を通じて、不法投棄現場の早期発見に努めているとのこと、また不法投棄廃棄物等回収事業や不法投棄監視等事業など、他市の自治体では、警察のOB数名と日中と早朝、夜間と交代制でパトロール強化をしているところもあるとのことです。

本市の不法投棄への対応とその把握方法について、1点目お伺いします。

2点目としまして、市内の過去の3年間の不法投棄件数と、そのうち投棄した者が特定できずに、市が処理した件数はどれくらいあったのか。また、処理費用として市が行ったものについてお答えください。それと同様に、市民からの通報、苦情、相談件数についてもお答えください。

3点目としましては、現状、他の自治体で今までの不法投棄防止対策として、不法投棄防止サテライトを設置したり、巡回パトロールを強化したり、民間企業を通報協力他団体に指定したり、警察との連名で、看板に具体的な罰則を掲示し、注意喚起や抑止に努めているが、不法投棄の手口が年々巧妙になり、件数と対策に研究・検証が必要と苦慮しているところが多いように感じられます。

本市でも不法投棄防止のための対策は十分と考えているのか。また、今後の方針についてお答えください。

4点目としまして、今回の質問は、私有地に不法投棄されており、どうすればいいのかという困惑と処理対応についての相談でありました。廃棄物処理法では、不法投棄された廃棄物は誰が処理するのか、答弁願います。

5点目としまして、本市で不法投棄があった場合、関係機関との連携についてもお答えいただきたいと思います。

この5点について、お答えください。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 尾和議員ご質問の不法投棄問題と防止対策について、にお答えします。

まず1点目の不法投棄への対応は、またその把握方法は、につきましては、毎月3回、職員2名による不法投棄パトロールや、不法投棄禁止看板の配布を実施しております。また、把握方法につきましては、不法投棄パトロールでの発見や市民からの通報によるものです。

2点目の過去3年間の不法投棄の件数につきましては、令和4年度、18件、令和5年度、5件、令和6年度、6件です。そのうち投棄した者が特定できずに市が処

理した件数につきましては、令和4年度、8件、令和5年度、4件、令和6年度、6件であり、全て市道など、公共施設敷地内の件数です。

処理費用につきましては、クリーンセンターにて他の廃棄物と一緒に処理をしていますので、不法投棄に係る処理費用としては把握しておりません。

また、市民からの通報・苦情相談件数につきましては、令和4年度、10件、令和5年度、1件、令和6年度、ゼロ件です。市民の皆様のご理解もあり、不法投棄の件数は年々減少傾向となっています。

3点目の不法投棄防止のための対策は、また今後の方針は、につきましては、先ほども申しました、月3回の不法投棄パトロール、広報紙での周知、岩出警察署と連名による不法投棄禁止看板の配布を実施しており、今後も引き続き関係機関と連携を図り、パトロールや周知活動に取り組んでまいります。

4点目の不法投棄された廃棄物は誰が処理をするのか、につきましては、不法投棄した者が判明している場合は、不法投棄をした者が処理をし、不法投棄した者が不明の場合は、土地の所有者の責任において処理していただくこととなります。

なお、この場合のクリーンセンターへの持込みについては、本市のごみ分別冊子「ごみの分け方・出し方」による一般廃棄物となります。

5点目の関係機関との連携は、につきましては、不法投棄があった場合の情報共有を県の保健所と行っています。また、岩出市生活環境連絡協議会でも、月1回の不法投棄パトロールを実施しており、その状況も情報共有を行っています。

○玉田議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは再質問を行います。3点お伺いいたします。

1点目は、本市の不法投棄の対応についての規約や規則といった対応マニュアルはあるのでしょうか。

2点目は、4点目で答弁いただいた不法投棄された廃棄物は誰が処理するのかの答弁以外で、本市が市民にできる支援対策の有無はあるのかについてお答えください。

3点目は、ソーラーパネル2040年問題に関連して質問させていただきます。この問題は2010年代前半に大量導入された太陽光パネル、FIT制度初期が寿命25年から30年を迎え、2040年前後に大量破棄される時期に来るとのことで、廃棄処理の逼迫、最終処分場の不足、有害物質による環境汚染、不法投棄のリスクなど、社会問題が今後懸念されております。

そこで、現在と今後のことを踏まえて、市独自の取組についての見解をお伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 尾和議員の再質問にお答えします。

まず1点目、市では不法投棄に関する規則や規約があるのか、についてお答えいたします。不法投棄に関しましては、廃棄物処理法第16条において、何人もみだりに廃棄物を捨ててはならないと規定されていますので、本市では規則や規約を制定しておりません。

次に2点目といたしまして、不法投棄した者が不明の場合、市としての支援などは、についてお答えします。クリーンセンターで処分可能なものであれば、申請いただいで処分いたしますので、ごみ分別冊「ごみの分け方・出し方」をご覧くださいますようお願いいたします。

次に3点目、今後の市の独自の取組は、についてお答えいたします。本市では、不法投棄の件数が年々減少傾向となっていますので、引き続き不法投棄パトロールや広報紙、市ウェブサイトによる周知、不法投棄看板の配布などを進めてまいります。

なお、不法投棄パトロール以外においても職員が不法投棄防止の意識を持って取り組んでおり、先日も不法投棄者を発見し、警察に通報し、現行犯逮捕につながった事案もありました。引き続き不法投棄防止に取り組んでまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。